（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第九条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該精神障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　正当な理由がなく、第三十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第十条　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は輸入業」を「、輸入業又は販売業」に、「又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその」を「、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は」に改め、「都道府県知事（」の下に「販売業にあつては」を加え、「。次項、第五条」に、「第二十一条第一項」を「第十九条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「又は輸入業」を「、輸入業又は販売業」に改め、「あつては営業所」の下に「、販売業者にあつては店舗」を加え、「又は営業所」を「、営業所又は店舗」に改め、「を経て、厚生労働大臣」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五条中「厚生労働大臣、」及び「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削り、「取消」を「取消し」に、「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第六条中「第四条」を「第四条第一項」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第七条第二項中「又は劇物」を「若しくは劇物」に、「又は販売業」を「若しくは販売業」に、「併せて」及び「あわせて」を「併せて」に、「又は店舗が互に」を「若しくは店舗が互いに」に改め、同条第三項中「製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその」を「その製造所、営業所又は」に、「、その」を「その」に改める。

第十条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその」を「その製造所、営業所又は」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第十五条の三中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「第二十三条の三」を「第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二」に、「に規定する政令」を「の政令」に改める。

第十八条を削る。

第十七条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者」に改め、「営業所」の下に「、店舗、研究所」を、「質問させ、」の下に「若しくは」を加え、「に規定する政令」を「の政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第十八条とする。

第十六条の二第一項中「に規定する政令」を「の政令」に、「流れ出、しみ出」を「流れ出し、染み出し」に、「しみ込んだ」を「染み込んだ」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、」及び「（販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）」を削り、「販売業の登録を受けている者について、これらの者」を「毒物劇物営業者」に、「第五条の規定に基づく」を「第五条の」に、「同条の規定に基づく厚生労働省令で定める」を「当該」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣又は」及び「、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削り、同条第三項中「厚生労働大臣は、」の下に「毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは」を加え、「について、その者」を削り、「毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その」を「毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、」を削り、「販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、「について、これらの者」を削り、「その」の下に「営業の」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「厚生労働大臣は、」の下に「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」を加え、「、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削り、「第一項から第四項まで」を「前各項」に、「に基づく」を「による」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十条第二項中「厚生労働大臣又は」及び「、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削る。

第二十一条第一項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業者」に、「又は営業所」を「、営業所又は店舗」に、「を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者」を「（販売業に、「の都道府県知事に」を「が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に」に改め、同条第二項中「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に、「第三条の二第十項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「又は特定毒物使用者」を「若しくは特定毒物使用者」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第二十二条第一項中「の定める」を「で定める」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「規定に基づく」を削り、「同項の」の下に「規定の」を加え、同条第四項中「第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条、第十八条」に、「第六項」を「第五項」に、「都道府県知事に」とあるのは「」を「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の」に、「」に」と、第十五条の三中「」を「。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。）」と、第十五条の三中「都道府県知事（に、「」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「」を「の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長」に、「第十七条第二項、」を「第十八条第一項、」に、「第二十三条の三」を「第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。）」に、「。第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」を「都道府県知事」に改め、同条第五項中「第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条並びに第十八条」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第六項中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第七項中「第四項で」を「第四項において」に、「場合に」を「場合について」に改める。

第二十三条を削り、第二十三条の二を第二十三条とする。

第二十三条の三を削る。

第二十三条の四第一項中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「事務は、」を「事務（製剤の製造（製剤の小分けを含む。）若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。）は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」に改め、同条を第二十三条の二とする。